

「JAバンクカードローン融資約款」 新旧対照表

(下線部は改正部分を示す。)

新	旧
<p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>第7条 (任意返済)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項の任意返済は、組合 <u>および県内農協(所在都道府県が同一の農協)</u> の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。)により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭に申込み方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当するものとしますが、当座貸越残高相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。</p> <p>第8条～第21条 (省略)</p> <p>(令和 <u>3</u>年 <u>10</u>月 <u>9</u>日現在)</p>	<p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>第7条 (任意返済)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項の任意返済は、組合 <u>(追加)</u> の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。)により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭に申込み方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当するものとしますが、当座貸越残高相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。</p> <p>第8条～第21条 (省略)</p> <p>(令和 <u>2</u>年 <u>4</u>月 <u>1</u>日現在)</p>

この定型約款は、令和3年10月9日から実施する。